　伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得補助金の申請について

　　　　　★よく読んで、申請手続きを行ってください（裏面もあります）

**＜補助金額＞**

中古住宅取得費の２分の１以内の額

1. 若者（申請時点で39歳以下である者）：上限30万円
2. 子育て世帯（申請時点で中学生以下の者が属する世帯）：上限50万円

加算：伊賀市空き家バンクに登録している物件を購入された場合は10万円加算

**＜補助対象者の要件＞**

下記のチェック項目すべてに該当する方が申請の対象となります。

■若者または子育て世帯のいずれかに該当する人

★若者：申請時点で39歳以下である者

★子育て世帯：申請時点で中学生以下の者が属する世帯

□令和７年４月１日以降に中古住宅を購入し、所有権移転登記後１年以内の方

□申請日の属する年度の４月１日から起算して過去３年以内に市外から転入した者で、転入日から起算して過去１年以内に伊賀市の住民基本台帳に登録されたことがない方

□補助金の交付決定日から５年以上、取得した中古住宅にて継続して定住することを

誓約する方

□取得した中古住宅の所有権の２分の１以上を有すること

□申請者が市税を滞納していないこと

□申請者及びその世帯構成員が暴力団員又は暴力団関係者でないこと

□国、県又は市による他の補助金等の交付を受けて、補助対象の住宅を購入していないこと

**＜補助金申請に必要な書類＞**

□補助金交付申請書（様式第１号）

□誓約書兼同意書（様式第２号）

□世帯全員の住民票（続柄が記載されたものに限る）

□転入の日から起算して過去１年以上の間市外に居住したことを証する書類（住民票の除票や戸籍の附票など）

□市町村税の滞納がないことの証明書（申請する年の1月1日時点の住所地の納税証明書）

□中古住宅の購入に係る売買契約書の写し

□取得した中古住宅の登記事項証明書

□身分証明書（顔写真付きのものに限る。）の写し

□（※）新耐震基準を満たしていることを証する書類 （昭和56年５月31日以前に建築または工事に着手したものに限る）昭和56年５月31日以前に建築され、又は工事に着手したものに限る

**＜申請について＞**

転入後1年以内かつ所有権移転登記後1年以内に申請してください

**＜注意事項＞**

◆補助金交付決定後に定住有無の確認のため自宅を訪問します。あらかじめご承知おきください。